

静岡市報

号 外

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月 1 日

公 告

公 告

平成20年度において静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格について、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第2条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年 4 月 1 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 1 物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る営業種目

記号	分類	番号	営業種目
A	印刷・図書	1	一般印刷
		2	封筒印刷
		3	製本
		4	地図印刷・航空写真
		5	図書販売
		6	青写真・マイクロフィルム
		7	その他（印刷・図書類）
B	事務用品・家具	1	用紙類
		2	文具類・事務用品
		3	事務機器・スチール家具
		4	印章・ゴム印
		5	木工家具・木工製品
		6	選挙用品
		7	その他（事務用品・家具類）
C	OA	1	OA 機器

		2	ソフト・プログラム
		3	サプライ用品
		4	その他（OA類）
D	教育用品	1	学校教材・保育用品
		2	スポーツ用品・体育施設
		3	給食用器材
		4	その他（教育用品類）
E	日用品	1	荒物雑貨・家庭用品
		2	陶磁器・漆器
		3	清掃器材
		4	その他（日用品類）
F	衣料・繊維	1	寝具
		2	被服
		3	カーテン・暗幕
		4	タオル・手ぬぐい
		5	その他（衣料・繊維類）
G	ゴム・革	1	靴・履物
		2	テント・シート
		3	雨衣・ゴム手袋
		4	鞆
		5	その他（ゴム・革類）
H	医療・衛生	1	医療用薬品
		2	工業用薬品
		3	検査試薬
		4	動物用薬品
		5	衛生消毒材料
		6	医療用機器
		7	介護用品
		8	その他（医療・衛生類）

I	記念品	1	ギフト用品
		2	記章・カップ
		3	その他（記念品類）
J	広告装飾	1	広告看板
		2	ディスプレイ
		3	イベント用品
		4	旗・懸垂幕
		5	その他（広告装飾類）
K	電気製品	1	家庭電化製品
		2	配線照明器具
		3	通信関係機器
		4	静止電気機械器具
		5	その他（電気製品類）
L	精密機器	1	カメラ・視聴覚機器・AVソフト
		2	楽器
		3	時計・メガネ・マシン
		4	理化科学試験研究機器
		5	測定・分析機器・度量衡機器
		6	その他（精密機器類）
M	一般機械器具	1	ボイラー・原動機
		2	工作・加工機器
		3	建設土木機械
		4	運搬機械
		5	水処理装置
		6	空調機・冷凍機
		7	農林水産機器
		8	ガス器具・石油機器
		9	厨房機器
		10	焼却装置

		11	その他（一般機械器具類）
N	輸送機器	1	自動車販売
		2	自動車部品
		3	自動車修理・板金塗装
		4	自転車・オートバイ
		5	産業車両
		6	船舶・航空機（部品含む）
		7	タイヤ
		8	バッテリー
		9	その他（輸送機器類）
O	燃料類	1	石油製品
		2	気体燃料
		3	各種高圧ガス
		4	潤滑油
		5	その他（燃料類）
P	農林水産物	1	飼料
		2	肥料・農業薬品
		3	生花・園芸資材
		4	各種動物
		5	食料品・茶
		6	その他（農林水産物類）
Q	消防・保安	1	消防自動車・ポンプ
		2	消防設備・消火器
		3	安全衛生保護具
		4	防災用品
		5	標識・標示板
		6	その他（消防・保安類）
R	一般資材	1	セメント・二次製品・生コンクリート
		2	砂利・砂・碎石・表土・中土

		3	道路舗装材
		4	木材・建材
		5	建具・たたみ
		6	鋼材
		7	物置
		8	タイル・衛生陶器・ガラス
		9	塗装材料
		10	電設資材
		11	ゴム・プラスチック製品
		12	その他（一般資材類）
S	水道用資材	1	鋳鉄管・異形管・鋼管・陶管
		2	ビニール管・ヒューム管
		3	バルブ
		4	メーター
		5	鉄蓋類
		6	濾過砂
		7	その他（水道用資材類）
T	再資源買受	1	鉄くず、非鉄くず買受
		2	自動車スクラップ買受
		3	古紙買受
		4	中古車買受
		5	その他（再資源）買受
U	その他	1	その他

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有するものは、1年以上引き続きその営業を行っている者（物品の売却にあつては、この限りでない。）であるほか、次の表の左欄に掲げる契約の予定金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級に格付された者とする。

物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る契約1件の予定金額	等級
制限なし	A
300万円以下	B
200万円以下	C

第3 格付の評価項目及び審査基準

等級の格付を行う場合の評価項目は、次に掲げるところにより行うものとし、物品の製造の請負に係るものについては別表1に、物品の買入れ又は売払いに係るものについては別表2に掲げるところにより審査し、数値を付与したうえ格付する。

1 販売等の年間平均実績高

契約の種類ごとに、競争入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の直前2年間の年間平均販売等の実績金額

2 経営規模

申請日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあっては資本金額、個人にあっては次年度繰越純資本金の額をいう。）及び営業に必要な機械、工具、備品等の生産設備の現存価格（物品の製造の請負に係るものに限る。）

3 流動比率

直前決算における流動資産を流動負債で除したものに100を乗じて得た数値

4 営業年数

申請日の前日までの営業年数

第4 競争入札参加資格審査を申請することができない者

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

2 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者

3 1年以上引き続きその営業を行なっていない者（静岡市が売却する物品を買い受ける業種についてはこの限りでない。）

第5 競争入札参加資格審査申請の方法

1 申請書類等の入手方法

（1）静岡市財政局財政部契約課において交付する。（静岡市契約課ホームページからのダウンロードも可能）

（2）郵便を使って入手を希望される方は、A4判の用紙が入る返信用封筒に会社名、

所在地等を記入し、200円分の切手を貼ったものを同封して静岡市財政局財政部契約課あて請求すること。

2 申請の受付

(1) 受付期間

随時

(静岡市の休日を定める条例(平成15年静岡市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当る日を除く。)

(2) 受付時間等

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 受付場所

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎10階 財政局財政部契約課(物品調達担当)

(4) 郵送による申請は受け付けないので、直接受付場所へ提出すること。

3 申請に係る提出書類

(1) 法人 別表3のとおり

(2) 個人 別表4のとおり

4 申請に係る提出書類の作成に使用する言語等

(1) 物品競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(2) 物品競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する申請日において有効な外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 その他

(1) 詳細は「平成20・21年度物品競争入札参加資格審査申請(随時)のご案内」によること。

(2) 「平成20・21年度物品競争入札参加資格審査申請(随時)のご案内」及び申請書類等は、静岡市ホームページからダウンロード可能。

* ホームページアドレス 静岡市役所 財政局財政部契約課 物品調達担当

<http://www.city.sizuoka.jp/deps/zaimu.keiyaku/8-buppin/buppintop.html>

第 6 競争入札参加資格審査結果の通知

等級の格付を決定したときは、速やかに当該申請者に通知する。

第 7 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続き

1 競争入札参加資格の有効期間

格付けの決定がなされた日の翌日から平成22年3月31日まで

2 有効期間の更新手続き

平成21年度の有効期間中に、平成22年度及び平成23年度の入札参加資格等について
公示を行う予定があるので、当該公示に基づき、申請すること。

第 8 照会先

郵便番号 420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市財政局財政部契約課物品調達担当

電話 054-221-1347

別表 1

物品の製造の請負に係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総 合 数 値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 製品の年間平均実績高の付与数値

数値	実 績 高	数値	実 績 高
55	1 億円以上	40	500万円以上1,000万円未満
50	5,000万円以上 1 億円未満	35	100万円以上500万円未満
45	1,000万円以上5,000万円未満	30	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自 己 資 本 額	数値	自 己 資 本 額
10	5,000万円以上	4	100万円以上500万円未満
8	1,000万円以上5,000万円未満	2	100万円未満
6	500万円以上1,000万円未満		

4 生産設備の額の付与数値

数値	生 産 設 備 の 額	数値	生 産 設 備 の 額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

5 流動比率の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	流 動 比 率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

6 営業年数の付与数値

数値	営 業 年 数	数値	営 業 年 数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表 2

物品の買入れ又は売払いに係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総 合 数 値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 商品の年間平均実績高の付与数値

数値	実 績 高	数値	実 績 高
65	1億円以上	50	500万円以上1,000万円未満
60	5,000万円以上1億円未満	45	100万円以上500万円未満
55	1,000万円以上5,000万円未満	40	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自 己 資 本 額	数値	自 己 資 本 額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

4 流動比率の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	流 動 比 率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

5 営業年数の付与数値

数値	営 業 年 数	数値	営 業 年 数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表 3

提出書類（法人）一覧表

番号	書類の名称	書類の説明	備考
1	物品競争入札参加資格審査申請書（市の指定用紙）	申請者欄の印は、法務局に登録してある代表者の実印を押印してください。	必ず提出
2	委任状（市の指定用紙）	入札・見積・契約の締結を特定の代理人に資格の有効期間を通じ委任する場合のみ提出してください。	該当者のみ提出
3	印鑑証明書（コピー可。縮小・拡大は不可）	法務局が証明するもの。	必ず提出
4	商業登記簿謄本（コピー可）	申請地の法務局が証明するもの。	必ず提出
5	納税証明書（コピー可）	消費税及び地方消費税に係る納税証明書。（「その3：未納税額のない証明」税務署発行のもの。）	必ず提出
		法人市民税納税証明書。 （決算期により証明される直近1年度分。静岡市に納めたもの）	静岡市へ納税義務のある方
		固定資産税の納税証明書。 （静岡市に納めた前年度分のもので。）代表者の個人名義の資産に課税されているものは不要。	静岡市へ納税義務のある方

6	財務諸表（コピー可）	申請日の直前 1 年間分の決算時における貸借対照表・損益計算書。	必ず提出
7	会社案内書等	会社等の営業内容・事業内容等を示したものを。	必ず提出
8	代理店・特約店証明書（コピー可）	特定品名・銘柄の場合は、品名を明記したものを。	該当者のみ提出
9	営業許可証等の写	官公庁の許可、認可がないと営業ができない業種の場合。	該当者のみ提出
10	印刷設備明細書（市の指定用紙）		該当者のみ提出
11	車両整備機器明細書（市の指定用紙） 修理中の車両災害保険加入証明書又は保険証書の写し		該当者のみ提出
12	静岡市物品入札資格審査調書（市の指定用紙）		該当者のみ提出

（注）各証明書及び謄本は、申請日前 3 カ月以内に証明された最新の内容のものを提出してください。

別表 4

提出書類（個人）一覧表

番号	書類の名称	書類の説明	備考
1	物品競争入札参加資格審査申請書（市の指定用紙）	申請者欄の印は、市区町村に登録してある事業主の実印を押印してください。	必ず提出
2	委任状（市の指定用紙）	入札・見積・契約の締結を特定の代理人に資格の有効期間を通じ委任する場合のみ提出してください。	該当者のみ提出
3	印鑑証明書（コピー可。縮小・拡大は不可）	市区町村長が証明するもの	必ず提出

4	身分証明書（コピー可） との二種類の身分証明書が必要です。	本籍地の市区町村長が証明するもの	必ず提出
		「 <u>登記されていないことの証明（成年被後見人・被保佐人とする記録がない。）</u> 」は、東京法務局が証明するもの 発行手続きは静岡地方法務局までお問い合わせください。	必ず提出
5	納税証明書（コピー可）	消費税及び地方消費税に係る納税証明書。 （「その3：未納税額のない証明」税務署発行のもの。）	必ず提出
		市民税納税証明書。 （静岡市に納めた前年度分のもの。）	静岡市へ納税義務のある方
		固定資産税の納税証明書。 （静岡市に納めた前年度分のもの。）	静岡市へ納税義務のある方
6	財務諸表（コピー可）	前年所得税青色申告決算書（一般用）、青色申告以外の方は確定申告書又は市県民税申告書	必ず提出
7	会社案内書等	会社等の営業内容・事業内容等を示したもの	作成している方
8	代理店・特約店証明書（コピー可）	特定品名・銘柄の場合は、品名を明記したもの	該当者のみ提出
9	営業許可証等の写	官公庁の許可、認可がないと営業ができない業種の場合。	該当者のみ提出
10	印刷設備明細書（市の指定用紙）		該当者のみ提出

11	車両整備機器明細書(市の指定用紙) 修理中の車両災害保険加入証明書又は保険証書の写し		該当者のみ提出
12	静岡市物品入札資格審査調書(市の指定用紙)		該当者のみ提出

(注) 各証明書及び謄本は、申請日前3カ月以内に証明された最新の内容のものを提出してください。